

告 示

埼玉県告示第五百七十七号

豚コレラのまん延を防止するために令和元年埼玉県告示第四百五十七号（豚コレラの発生時の豚等の移動等の制限に関する告示）で告示した家畜等の移動及び移出を禁止し、又は制限する区域のうち、移動を禁止した区域について次のとおり解除する。

令和元年十月十八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 禁止を解除する家畜等

豚及びいのしし並びにその死体並びに豚コレラの病原体をひろげるおそれがある物品

二 禁止を解除する日

令和元年十月十九日

三 禁止を解除する区域

農場を中心とした半径三キロメートル以内の区域について、家畜防疫員が家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十四条第三項の規定に基づき豚及びいのししを移動させてはならない旨を指示した区域